

産業医による労働者の就業判定について思うこと

産業保健相談員 服部 泰

(株式会社 服部産業医事務所 代表取締役)

健診結果の判定、過重労働面談、ストレスチェック面接指導、復職面談、その他さまざまな場面で産業医は労働者の就業判定を求められます。その判定は基本的に主治医のそれに優先するものであり、職場を普段視ている産業医の責務と言っても過言ではありません。具体的にはリスクの高い者に対して就業制限、就業禁止の判定、いわゆるドクターストップをかけ、そうでない者に対しては就業可、就業制限なしの判定を行うこととなりますが、前者と後者には労働者とその職場、事業者にとって大きな差があり、産業医には慎重な判断が求められます。産業医として安全配慮を重視するあまり、安直にストップをかけることは、後々責任を負うリスクも低減でき、ある意味楽なのですが、過剰な制限は現場から労働力を奪うことにもつながります。したがって産業医としては就業させるか否か、ぎりぎりの判断を行い、それに対して自ら責任を持つことが産業医としての矜持だと私自身は考えています。基本的にその判断は医学知識、エビデンス、法律、判例、これまでの経験等に基づいて行うこととなりますが、労働者や職場、事業者の事情を斟酌すること、いわば忖度することもあります。